**平成28年度地域若者サポートステーション事業実施要綱**

# １　趣旨・目的

若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者（15～34歳で、就労しておらず、家事も通学もしていない者）の数は約60万人と高止まりしている。

これら若年無業者等の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要な施策である。また、人口減少社会の中で成長を実現していくために、若者の活躍が一層求められているところである。

これら若者を就労につなげるうえでの課題は多岐に渡っており、社会人として必要な基礎的な能力の養成や、就職活動を開始するにあたって必要な基礎的な知識・ノウハウの付与、また、実際に産業の担い手となる上での第一歩を踏み出すための体験機会を提供するなどにより、これらの課題の解決を図っていくことが必要である。

また、関係機関との連携の下、各人の置かれた状況に応じて個別的に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによる職業的自立の実現に向けたサポートを継続的に行うことが重要である。

本要綱は、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう一人でも多くの若者を就職に結びつけるとともに、就労後のフォローアップを通じて早期離職を防ぐことを目的とする。

# ２　支援対象者

（１）地域若者サポートステーション事業のうち（２）及び（３）以外の事業（以下「本体事業」という。）

ア　原則として、15歳から39歳であり、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者（以下「若年無業者等」という。）のうち、就職（以下「雇用保険被保険者資格を取得し得る就職」のこと。以下同じ。）に向けた取組みへの意欲が認められ、ハローワークにおいても就職を目標にし得ると判断した者及びその家族とする。

イ　サポステによる支援を希望する者に対する登録手順は下記のとおりとする。なお、３による支援は本登録後に行うこととする。

（ア）初めに仮登録を行い、本人の状態や抱えている課題等について聞き取りを行った上で、仮登録者の基本情報、サポステにおける支援の必要性又は適切と考えられる支援機関等に関するサポステの意見をキャリア形成支援課長が指定する様式（以下「仮登録シート」という。）に必要事項を記載し、仮登録者の同意を得た上で、ハローワークに提示する。

（イ）（ア）で提示した仮登録シートに対するハローワークの意見を踏まえ、ハローワーク又はその他支援機関の支援が適切と判断される者に対しては当該支援機関に誘導し、それ以外の者のうち上記アに該当する者についてはサポステで本登録を行う。

（ウ）サポステを経ずにハローワークに来所した者のうち、ハローワークからサポステによる支援が有効と判断され、サポステに誘導された者については、サポステにおける仮登録は行わず、本登録を行う。なお、仮登録を行わない場合であっても、仮登録シートに必要事項を記載すること。

ウ　事業所において連続した就労を体験する「チャレンジ体験支援」については、別紙１に定める。

（２）若年無業者等集中訓練プログラム事業

　　　合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」については、別紙２に定める。

（３）定着・ステップアップ事業

　　　　サポステの支援を受けて就職した者等のうち、引き続きサポステによる職場定着のための支援またはステップアップに向けた支援を希望する者。

（４）（１）～（３）に該当する者であっても下記に掲げる支援を受けられる者は支援の対象者とはしない。

ア　地方公共団体が単独で措置する事業によって、３（１）に掲げる国が措置する事項と同じ支援が受けられる者。

イ　生活困窮者自立促進支援法（平成25年法律第105号）の枠組みによって、サポステと重複する支援が受けられる者。

# ３　事業内容

各地域において本事業を実施する団体（以下「事業実施者」という。）は、地方公共団体（都道府県、市区町村（指定都市、特別区含む。以下同じ。））の支援の下に、サポステを核とした若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用して、ハローワーク等と連携して支援対象者（２支援対象者に定める者をいう。以下同じ。）の就職に向けた支援を行う。本事業については、厚生労働省が選定した団体が事業を実施する。

本事業については、国と地方公共団体との役割分担の下、次に掲げる「事業の基盤的事項」は国が措置し、それ以外の「地域の実情に応じて実施する事項」は、地方交付税措置等を踏まえて各地方公共団体が措置する。

（１）国が措置する事項

事業実施者は、次に掲げる事項を実施するものとする。

　ア　本体事業（事業の基盤的事項）

　　　（ア）支援内容

ⅰ　相談窓口の設置等

　　実施事業者は、支援対象者に対して相談を行うための窓口を設置するとともに、キャリア・コンサルタント等のキャリア形成支援を行う者を配置するものとする。

ⅱ　相談支援等

支援を実施するに当たっては、支援対象者毎に来所の経緯、これまでに受けた自立支援等の内容、キャリア・コンサルタント等のキャリア形成支援を行う者による支援対象者に係る所見等を記録するとともに、就職に向けた支援計画（以下「職業的自立支援プログラム」という。）を作成する。

職業的自立支援プログラムは、地域の実情に応じ、必要に応じて臨床心理士等の意見を組み入れつつ、キャリア・コンサルタント等のキャリア形成支援を行う者が策定する。

当該プログラムに基づき、就職に向けた相談支援及び個別又はグループワークによるトレーニング等を行うとともに、ハローワーク等への誘導をはじめとする支援対象者にとって最も適した支援機関での支援が継続的に受けられるよう配慮するものとする。

なお、支援の実施に際しては、支援対象者に十分配意し、必要に応じてメンタルヘルスに関する相談又は心理判定等ができる環境を整えて、心理カウンセリングを併用するものとする。

また、支援対象者の職業的自立に向けた支援のために、第三者への情報提供がありうる旨を説明した上で、署名等により、本人の了承を得ておくものとするが、本人の同意が得られない場合は無理強いをせず、他支援機関への誘導等が必要となった際に、本人と十分な相談の上、情報の提供について了承をとること。

なお、後記（イ）の高校等との連携を通じ、サポステによる支援を希望する中退者等（中退リスクが明確化した者を含む。以下同じ。）については、必要に応じ、その希望や置かれた状況等により、初回相談は、学校、自宅等でのアウトリーチを教員、保護者等の同席の下で実施する等、特にきめ細かい対応を通じ、サポステでの各種支援プログラムへの円滑な誘導を図ること。

　ⅲ　チャレンジ体験支援

事業所において連続した就労を体験する「チャレンジ体験支援」については、別紙１に定める。

なお、チャレンジ体験支援は、各サポステが所在する地域の実情に応じて実施の有無を判断できることとする。

（イ）関係機関等とのネットワークの構築

支援対象者に対し、適した支援を継続的に行うことができるよう、各地域において、地方公共団体の支援の下に関係機関が若者自立支援のためのネットワークを構築し、支援対象者の状況に応じて他の若者支援機関に誘導する等、各機関間で担当者レベルの恒常的な連携を行うこと。

支援対象者の候補となる若者（以下「支援対象候補者」という。）の把握に当たっては、個人情報保護法令及び条例等の定めに配慮しつつ、他の若者支援機関との情報交換を行うものとする。

なお、サポステによる支援よりも他機関による支援が望ましいと認められる場合には、本人と十分な相談の上、他機関への誘導を行い、他の支援機関を利用している者でサポステの支援対象者であり、かつサポステでの支援が有効であると認められる場合にはサポステに誘導すること。その際にも個人情報の取り扱いについて了承をとる等の適切な方法をとること。

高校をはじめとする学校を支援機関ネットワークに加え、サポステの支援内容等について、学校を通じ中退者等に積極的に提供の上、本人や家族の同意の下、学校とハローワーク及びサポステ間での中退者情報の共有を推進し、サポステ等での支援につなげる。

また、こうしたネットワーク各支援機関共通の支援対象者に係る専門支援人材によるケース会議を随時開催することでも、サポステ等での支援の円滑な誘導を図ること。

併せて、学校から中退リスクが明確化した学生に対する支援の要請があった場合は、必要に応じて学校等へ訪問し、支援を実施する。

イ　若年無業者等集中訓練プログラム事業

合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」については、別紙２に定める。

ウ　定着・ステップアップ事業

　　サポステの支援を受けて就職した者等（以下「サポステ卒業者」という）に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援を行う。

　　なお、ステップアップとは、①正社員転換、②有期雇用から無期雇用への転換、③間接雇用（派遣）から直接雇用への転換、④所定労働時間の増加等をいう。

（ア）サポステステップアップ相談体制の整備

　　　事業実施者は、定着・ステップアップ事業を実施するために従事する者（以下「ステップアップ支援員」という。）を配置し、本事業を実施するためにサポステ卒業者の支援を実施し、又は必要に応じてステップアップ支援員の訪問により支援を実施することとする。

（イ）サポステ卒業者の就労状況等の把握

サポステ卒業者について、就職してから一定期間（1か月、3か月、6か月、1年後）後の就労状況等を把握する。

（ウ）職場定着支援及びステップアップ支援

　　　サポステ卒業者のうち、職場定着又はステップアップを希望する者に対しては、個々の支援計画を作成する。

また、必要に応じて事業主等と連携しながら、職場定着又はステップアップに向けた相談支援及びトレーニング等を行うとともに、サポステ卒業者による懇談会等を行う。

エ　周知・広報

（ア）事業に関する周知及び広報

地方公共団体、ネットワークの機関等の協力を得ながら、リーフレット及びポスター等の作成及び配布、ホームページの開設、広報誌への掲載等、各種媒体を用いたさまざまな手法を組み合わせることにより、本事業に関する効率的かつ効果的な広報及び周知を行うこと。

（イ）支援ネット情報の整備

ⅰ　「サポートステーションネット」の情報の更新及び内容の充実

サポステの情報を発信し、支援対象者の職業的自立を支援するためのウェブサイトである「サポートステーションネット」について、当サイトの運営管理者である厚生労働省、都道府県労働局又は厚生労働省から事務の委託を受けた者がいる場合はその者（以下「厚生労働省等」という。）の指示に基づき、各サポステに係る情報の更新や内容の充実を行うものとする。

ⅱ　「地域支援マップ」の作成等

各サポステの支援対象地域内の若者支援機関（現時点でネットワークに参画する機関に止まらず、それ以外の若者支援の機能を備えた機関を含む。）を広く開拓し、その情報（機関名、所在地、連絡先、開所日及び時間、利用料、支援対象者、人員体制及び有資格者等の人材、支援メニュー、得意分野、顕著な実績、その他の特色等）を収集及び整理の上、対象地域内の若者支援機関の情報一覧（以下「地域支援マップ」という。）を作成及び更新し、各事業実施者のホームページ等において情報発信することとする。

オ　その他

（ア）厚生労働省等への報告

厚生労働省等から事業に関する報告を求められた場合、これを遅滞なく行うこと。

（イ）本事業に関連する各種事業等の情報提供及び周知

厚生労働省等から随時依頼する、本事業に関連する各種事業等の情報提供及び周知を、ネットワークの機関等に対して行うこと。

（ウ）業務指導の受入れ

事業実施者は、厚生労働省等が実施する業務指導及び改善指導に応じ、従わなければならない。

（エ）厚生労働省等が実施する各種研修会等への出席

事業実施者は、事業実施者のスタッフの資質の向上、事業運営上の課題及びノウハウの共有等のため、厚生労働省等が実施する各種研修会等に事業実施者のスタッフを参加させなければならない。

（２）地域の実情に応じて実施する事項（地方公共団体が措置する事項）

ア　地域における若者支援機関等によるネットワークの構築及び維持

地方公共団体は、支援対象候補者に関する情報収集、その時々に応じた適切な支援を行うための各機関への円滑な誘導等を目的として、地域における各若者支援機関、民間支援団体等から構成されるネットワークを構築及び維持する。

イ　地方公共団体が実施する事業等との連携

支援対象候補者の置かれている状況は様々であることから、国が実施する事業のみならず、地方公共団体が実施する事業とも、相互に連携をとる必要がある。そのため、地方公共団体が若年者を主な対象として実施する事業や、地域の団体が国からの委託により実施している事業等との連携を図る。

　　　ウ　若者キャリア開発プログラム（職業ふれあい事業、ジョブトレーニング等、支援対象者の職業的自立にとって有効性が見込まれる事業）

（ア）職業ふれあい事業

「働く」ということに対する自信や意欲が不足している若者に対して、実際に仕事をしている職業人の体験談等を聴く職業講話、職場や工場等の雰囲気を感じたり、実際の作業等を見学及び体験させることにより、「働く」意識を触発し、向上させるためのワークショップ、職場見学、といった気づき（成功体験の享受、自己に対する有用感の獲得、共同作業の有意性及びコミュニケーションの有効性への理解等）を促すものである。

（イ）ジョブトレーニング

働いたことのない若者や働く意欲が芽生え始めた若者に対して、「働く」体験を通じ、気づきや更なる意欲の向上（職業人との交流を通じた「仕事」というものへの意識向上等）を促すために、協力事業場等における短期間での就業体験や、地域イベントへの参加等を行うものである。

エ　臨床心理士等による心理カウンセリング

オ　広く一般を対象としたシンポジウム、フォーラム、各種セミナー、講演会等による若者の就労支援に対する理解促進

カ　保護者を対象とした講習等

　　支援対象者の保護者に対し、職業的自立へ向けた支援の在り方や、支援対象者への接し方、接する上での悩みへの対応等、必要な支援を適時行うもの。

キ　訪問支援（アウトリーチ）

# ４　事業実施団体の決定等

３による事業を実施する者は、以下により決定する。

（１）事業実施者の決定までの手順

ア　地方公共団体による推薦書の発行等

（ア）事業実施地域の選定

都道府県は、各市区町村と十分連携をとり、本事業の実施に関する市区町村の希望を聴取するなどをして、事業実施地域として適切と判断される地域を選定し、都道府県内の管轄区域分けを行う。

（イ）推薦書の発行

地方公共団体は、地域における若者自立支援ネットワークに参加している団体又は参加が見込まれる団体であって、地方公共団体の若者支援施策と連携して適正に事業を実施できる団体であることを証明した推薦書を発行する。

推薦書は、都道府県が発行することとするが、市区町村が発行する場合は、都道府県の同意を得ることとする。

なお、同一管轄区域内に本事業の実施を希望する者が複数ある場合には、原則として「地域における若者自立支援ネットワークに参加している団体又は参加が見込まれる団体であって、地方公共団体の若者支援施策と連携して事業を適正に実施できる団体」と認められる場合は、全ての団体に関する推薦書を発行するものとする。

イ　委託先の決定

本事業の委託先は、応募者から提出された企画書等を、厚生労働省が設置する「地域若者サポートステーション事業企画選定委員会」（以下「企画選定委員会」という。）において審査の上、決定する。

なお、複数者から同一の事業実施地域に係る企画書等が提出された場合は、企画選定委員会で審査を行い、当該事業実施地域に係る企画のうち上位一者を除き不選定とする。

（２）委託契約

本要綱３に定める事項に関する委託契約は、別に定める「平成28年度地域若者サポートステーション事業委託要綱」に基づき、都道府県労働局と事業実施者との間において締結するものとする。

# ５　事業の評価及びその活用

（１）厚生労働省等による事業評価

ア　事業期間における評価

厚生労働省等は相談実績及び就職者数等（以下「活動実績」という。）を元に、事業期間を通じた事業全体の評価及び各サポステの評価を行い、事業全体における改善の対策を講じることとする。

なお、この評価については事業期間途中においても必要に応じて行い、改善の対策を講じることとする。

イ　毎月に行う実績管理

　　　厚生労働省等は円滑な事業実施や、各サポステにおける事業の問題点を早期に発見し、改善を図るために、活動実績を元に毎月の各サポステの事業実績管理を行い、対策を講じることとする。

（２）事業実施者による評価

　　ア　サポステの運営についての評価

　　　　事業実施者は毎月、事業実施内容を自ら点検し、サポステの運営に関する評価を行い、改善の措置を講じることとする。その際に、厚生労働省等に必要な助言・指導を求めることが出来ることとする。

　　イ　支援対象者に関する支援計画の進捗状況についての評価

　　　　事業実施者は支援対象者毎の支援計画の進捗を毎月確認し、個別の支援対象者に対する支援の進捗状況についても評価を行い、改善の措置を行うこととする。

# ６　その他

（１）地域若者サポートステーションの名称について

地域若者サポートステーションの名称は４（２）の委託を受けた事業実施者に限り使用することが出来る。

なお、地域若者サポートステーションの名称を使用する際には事業実施者の名称等を組み合わせて使用することは認めない。

（２）サポステは、サポステ卒業者の職場定着支援又はステップアップ支援を行うにあたり、在職者に配慮した開所時間を設定すること。

（３）事業の円滑な引継ぎ

次年度、本事業への応募をしない等、事業年度終了時に事業実施者に変更が生じる場合、当該事業実施者は、厚生労働省等に協議のうえ、後任の事業実施者に対し、当該事業実施地域において事業が円滑に継続できるよう、適切かつ厳正に業務の引継及び当該事業実施者のサポステを利用していた者（以下「サポステ利用者」という。）の承諾のうえサポステ利用者情報の引継ぎ等行うこと。

なお、後任の事業実施者が決定していない場合、当該事業実施者は、事前に厚生労働省等に相談のうえ、サポステ利用者に適切に説明、周知するとともに担当する事業実施地域に近いサポステ等の支援機関にサポステ利用者を適切に誘導し、サポステ利用者本人の承諾のうえサポステ利用者の情報を適切かつ厳正に誘導した機関に引き継ぐ又は適切かつ厳正に破棄する等の措置を講ずること。

（４）事故等に関する報告

事業実施者は、サポステ事業において発生した事故、トラブル等について、厚生労働省等の指示に従い、速やかに報告しなければならない。